

理事会について

1 設置及び構成

- ・ 公立大学法人（以下「法人」という。）の重要事項を議決する機関として、理事会を置く。
- ・ 理事会は、理事長、副理事長及び理事（理事長が任命）により構成する。

構成（案）（7名程度）

○理事長、副理事長（＝学長）、理事（※5人以内、括弧内は想定）

- ・ 理事長の指定する法人の職員（副学長又は事務部長）
- ・ 諏訪広域公立大学事務組合の組織市町村関係者
(副組合長（茅野市副市長）)
- ・ 諏訪地域産業界関係者（諏訪圏ものづくり推進機構理事長ほか）
- ・ 学校法人東京理科大学関係者
- ・ 長野県関係者（副知事または部局長経験者）

※理事の任期は2年とする。

※理事は、再任されることができる。

2 招集及び議事

- ・ 理事長が招集する。
- ・ 議長を置き、理事長をもって充てる。
- ・ 構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。
- ・ 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- ・ 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

3 議決事項（※理事会には、経営審議会または教育研究審議会で審議済の案件を上程）

- ① 中期目標についての意見（法人が組合長に対して述べる意見）に関する事項
- ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項
- ③ 中期計画及び年度計画に関する事項
- ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項
- ⑤ 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑥ 大学、学部、学科その他の重要な組織の編成及び改廃に関する事項
- ⑦ 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- ⑧ 規程の制定及び改廃（法人の規程で定める軽易又は定例的なものを除く。）に関する事項
- ⑨ 前各号に掲げる事項のほか、理事会が定める重要事項

経営審議会について

1 設置及び構成

- ・法人の経営に関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人法に規定する経営審議機関として、経営審議会を置く。
- ・経営審議会は、次に掲げる委員により構成し、委員定数は、法人の規程で定める。

委員構成（案）（10名程度）

- ① 理事長
- ② 副理事長（＝学長）
- ③ 理事長が指名する法人の理事又は職員（3名程度）
- ④ 法人の経営に関し広くかつ高い識見を有する学外者（5名程度）

※委員の任期は2年とする。ただし、委員のうち役員である者の任期については、当該職にある期間とする。

※委員は、再任されることができる。ただし、学外委員の任期は、引き続き4年を超えることはできない。

2 招集及び議事

- ・理事長が招集する。
- ・議長を置き、理事長をもって充てる。議長は、経営審議会を主宰する。
- ・委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議事項

- ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- ③ 中期計画及び年度計画に関する事項
- ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- ⑤ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑥ 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑦ 大学の主要な教育研究組織の編成及び改廃に関する事項

- ⑧ 職員の定数に関する事項
- ⑨ 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- ⑩ 大学の収容定員の設定及び変更に関する事項
- ⑪ 学生納付金の設定及び変更に関する事項
- ⑫ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑬ 経営改革に関する事項
- ⑭ 前各号に掲げる事項のほか、法人の経営に関する重要事項

教育研究審議会について

1 設置及び構成

- ・大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人法に規定する教育研究審議機関として、教育研究審議会を置く。
- ・教育研究審議会は、次に掲げる委員により構成し、委員定数は、法人の規程で定める。

委員構成（案） （13名程度）

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 工学部長
- ④ 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者（5名程度）
- ⑤ 学長が指名する法人の職員（5名程度）

※委員の任期は2年とする。ただし、委員のうち役員である者の任期については、当該職にある期間とする。

※委員は、再任されることができる。

2 招集及び議事

- ・学長が招集する。
- ・議長を置き、学長をもって充てる。議長は、教育研究審議会を主宰する。
- ・委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議事項

- ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ③ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ⑤ 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑥ 大学の教育研究組織の編成及び改廃に関する事項
- ⑦ 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）

- ⑧ 大学の収容定員の設定及び変更に関する事項
- ⑨ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- ⑩ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑪ 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に係る方針並びに学位の授与に係る方針に関する事項
- ⑫ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑬ 前各号に掲げる事項のほか、大学の教育研究に関する重要事項

監事について

1 設置及び構成

- ・法人役員の業務執行状況及び財務諸表の内容等を通じて、法人業務全般の妥当性や適法性を確認するため、地方独立行政法人法に規定により監事を置く。
- ・監事は、財務管理、経営管理その他法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長（諏訪広域公立大学事務組合長）が任命する。〔§ 地方独立行政法人法第 14 条第 2 項〕
- ・監事の定数は 2 人以内とし、次に掲げる者により構成する。

構成（案） （2名）

- ① 公認会計士（地方独立行政法人会計基準に精通している者）
- ② 弁護士または税理士（公立大学法人の業務運営、財務管理に精通している者）

※監事の任期は 2 年とし、再任されることができる。

※監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 職務及び権限

- ・法人の業務及び財務内容を監査する。
- ・監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長（諏訪広域公立大学事務組合長）に意見を具申することができる。